

## 青汁マイスター協会認定商品の申請ガイドライン

### 青汁マイスター協会認定商品とは

毎日の生活に安心して取り入れやすく、健康維持・増進をサポートする青汁を、多くのひとに届けたい。そんな想いから青汁マイスター協会では、安全、安心な原料を使用し、厳しい品質基準をクリアした青汁を『青汁マイスター協会認定商品』とする制度を開始しました。

青汁マイスター協会認定商品を通じて、消費者の皆様がご満足頂ける青汁に出会えることを心より願っております。

### 【申請要項】

- ① 申請要項および申請規定をよくお読みください。
- ② 申請用紙を記入し、必要書類をご準備ください。
- ③ 必要書類・サンプルの申請受付期間及び提出先は下記を参照ください。
- ④ 必要書類・サンプルを郵送にてご送付ください。
- ⑤ 申請登録が完了次第、協会より書面にて申請者宛に請求書を送付いたします。
- ⑥ 申請費用を指定口座へお振込みください。  
申請費用は新規申請の場合 1 商品につき 20 万円 (税抜)、更新申請の場合 15 万円 (税抜) です。  
振込手数料は申請者負担でお願いいたします。

—記—

#### <申請受付期間>

: 随時

#### <サンプルの必要個数>

: 30 食分以上

#### <提出先>

: 〒150-0011 東京都渋谷区東 1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー  
一般社団法人 青汁マイスター協会宛

※送料は送り主負担でお願いいたします。

※要冷凍の場合その旨を申請用紙に必ず記入ください。

### 【必要書類】 (7 点)

- ・ 申請用紙
- ・ パッケージに表示する栄養成分の成績書の写し (可能であれば 3 ロット分)
- ・ 主要原料の規格書
- ・ 製造所の健康食品 GMP 認定書の写し (JHNFA、JIHFS のどちらでも構いません)
- ・ 企業・団体等の概要書 (パンフレット等)
- ・ 製品見本またはパッケージの展開図
- ・ パッケージに表示している表現の根拠資料  
(例) 主要原料の原産地証明書、主要原料の農薬不使用証明書 など

## 【申請規定】

### 第1条—申請条件

- 1.1 申請者は申請商品の製造者又は販売者(発売元)に限ります。
- 1.2 申請者は申請商品ごとに必要書類及びサンプルをご提出ください。
- 1.3 サンプルは全て市販のパッケージと同様の物をご提出ください。
- 1.4 パッケージは市販する全てのデザインをご提出ください。
- 1.5 申請者による申請商品数に制限はありません。

### 第2条—審査過程

- 2.1 官能検査は、青汁マイスター協会が任意に選出した青汁マイスター<sup>®</sup>資格保持者の判定を基に、青汁マイスター協会が決定します。
- 2.2 評価基準は規定の変更に伴い見直されます。評価基準詳細は(注1)をご参照ください。

### 第3条—審査結果

- 3.1 審査結果は指定日までに通知いたします。
- 3.2 当協会より通知される審査結果は最終判定であり、異議申し立ては受け付けません。

### 第4条—青汁マイスター協会認定ロゴの使用規定

- 4.1 第3条の規定による認定を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守してください。
  - ・青汁マイスター協会認定ロゴを利用、宣伝又は広告に使用する際には、指定のロゴをご使用ください。使用規定詳細は(注2)をご参照ください。デザインの変更は認められておりません。また、認定通知書に記載の認定番号、登録商標マーク<sup>®</sup>、および帰属表示(「青汁マイスターのロゴは登録商標です。」)を、その商品、広告等全てに必ず明示してください。
  - ・ロゴを掲載した商品の完成品を1個速やかに提出してください。
  - ・第3条の認定を受けた権利を譲渡又は転売しないでください。但し、認定商品を販売あるいは製造している企業が合併や売却を検討あるいは進行中の場合、合併・売却後も新しい企業にて認定商品の販売あるいは製造が可能ですので、その旨を速やかに協会へ通知ください。
- 4.2 ロゴの使用によって利用者が発生した損失補償等について、当協会は一切の責任を負いません。

### 第5条—認定の取り消し等

- 5.1 青汁マイスター協会は次に掲げる項目のいずれかに該当する場合認定を取り消すことができ、利用者に対し当該商品の自主回収等の措置を請求することができます。利用者は、認定が取り消された場合、認定取り消しの日からロゴを使用できなくなりますのでご注意ください。
  - ・利用者がこの規定に違反した場合
  - ・ロゴを認定商品以外の商品の宣伝など不当な目的で使用した場合
  - ・申請内容に虚偽のあることが判明した場合
  - ・その他ロゴの利用が不相当であると認められた場合
- 5.2 当協会は、前項の規定による認定の取り消しにより利用者にした損害について、一切の責任を負わず、申請費用の返還もいたしません。
- 5.3 当協会は、利用者によりロゴの利用状況等について報告させ、または調査することができます。

## 第6条—使用期限

- 6.1 ロゴの使用期限は認定を受けた日より3年間です。
- 6.2 更新は1年ごとに行うことが可能です。更新を行う場合は、本申請規定にしたがって再度手続きを進めてください。

## 第7条—その他

- 7.1 不可抗力事態が発生した場合、青汁マイスター協会は規定を変更する権利を持ちます。
- 7.2 申請後または認定後に届出内容に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。必要に応じて書類の提出を求める場合がございますので、協会の指示に従ってください。商品の内容に変更が生ずる場合、再申請をしていただく可能性がございますので、予めご了承ください。
- 7.3 申請者は、本申請規定を読み各条項に同意するものとします。
- 7.4 申請時に届出いただいた情報およびサンプルは当協会にて厳密に管理し、審査以外の目的では使用いたしません。また、利用目的に照らして不要となった情報およびサンプルについては、速やかに且つ適正に削除・廃棄いたします。

### 付 則

- 1 この規定は、令和4年11月1日から適用する。

※ 『青汁マイスター』及び青汁マイスターのロゴは登録商標です。

### 注 1ー評価基準詳細

青汁マイスター協会認定ロゴの付与については、以下の項目を総合的に判断し、決定いたします。

- (1) 主原料の原産地(原料のトレーサビリティ)
- (2) 主原料の栽培方法
- (3) 製品の製造工場の品質管理状況
- (4) 製品の外観及び味
- (5) パッケージ表記の整合性

尚、審査結果の詳細は開示できませんので、予めご了承ください。

### 注 2ーロゴ使用規定詳細

- (1) 文字をばらして、もしくは追記して使用しないこと
- (2) ロゴの縦横の比率を変更しないこと
- (3) ロゴの色調を変更しないこと
- (4) ロゴには®を付与すること
- (5) ロゴには商標の帰属表示として「青汁マイスターのロゴは登録商標です。」を付けること
- (6) 認定通知書に記載の登録番号をロゴの近くに表記すること

#### <ロゴの正しい使用例>



登録番号:〇〇〇〇

青汁マイスターのロゴは登録商標です。

#### <ロゴ禁止使用例>

##### 縦横比率の変更



##### 文字の追加



##### 色調の変更

